

原子力災害時の避難先および経路のお知らせ

○問合せ先 総務課 ☎ 内線 320

2月13日に開催された第4回長崎県地域防災計画見直し検討委員会において、原子力災害時を想定した本市からの避難先・主要避難経路が次の通り了承されました。

なお、避難先の避難施設への市内各地域の割り振りや具体的な避難経路は、今後検討し改めてお知らせします。

1. 避難先

本市の避難先は、長崎県東彼杵郡波佐見町、東彼杵町、川棚町とされています。

なお、市内各地域ごとの避難先は右図の通りです。

2. 主要避難経路

今回は承された経路は、主要な避難経路として示されたものです。

地域ごとの避難経路のイメージは、下図の通りです。

各地域ごとの避難先

鷹島地域・福島地域 ⇒ **波佐見町へ**

今福地域・調川地域
志佐地域・上志佐地域 ⇒ **東彼杵町へ**

御厨地域・星鹿地域 ⇒ **川棚町へ**

鷹島地域・福島地域・今福地域



志佐地域・上志佐地域・調川地域・御厨地域・星鹿地域



平成 24 ~ 26 年度の介護保険料が改定されます

○問合せ先 健康ほけん課介護保険係 ☎内線 154、155

市では、平成 24 年度から 26 年度までを計画期間とする第 5 期介護保険事業計画を策定し、今後 3 年間の地域におけるサービス基盤の整備や保険給付など、計画的な事業運営を行います。第 5 期計画では、介護サービス利用者の増加により、現在の介護保険料収入では事業運営が困難になることから第 1 号被保険者の介護保険料の改定を行います。

【改定のポイント】

1. 介護保険料の基準額を増額します。

改定前の介護保険料基準額 57,000 円が、改定後 64,320 円となり年額 7,320 円増額となります。

※介護保険料の基準額とは、各所得段階において介護保険料の基準となる額のことで、

2. 第 3 所得段階に該当する人の介護保険料を見直します（準第 3 所得段階の新設）。

改定前の第 3 所得段階に該当する人については、本人の合計所得金額 + 課税年金収入額が 80 万円を超える人は一律の保険料でした。改定後の本人の合計所得金額 + 課税年金収入額が 80 万円を超えて 120 万円以下の人【準第 3 所得段階】となり介護保険料が減額されます。

3. 新たに所得段階を設けました。

改定前は、本人が市民税課税者のうち合計所得金額が 125 万円以上 200 万円未満の人と 200 万円以上の人で、所得段階を 2 段階に分けていました。

改定後は、本人が市民税課税者のうち合計所得金額が 125 万円以上 190 万円未満の人の【新第 6 所得段階】と 190 万円以上 200 万円未満の人の【新第 7 所得段階】、200 万円以上の人【新第 8 所得段階】の 3 段階となり、より負担能力に応じた保険料となります。

4. 積立金や交付金を活用します。

第 1 号被保険者の負担を軽減するため、第 4 期期間中に積立てた介護給付費準備基金や長崎県の財政調整基金交付金を活用します。

所得段階	課税状況		第 4 期	保険料 / 年額
	本人	世帯	対象者	平成 21 ~ 23 年度
第 1	非課税	全員非課税	・ 高齢福祉年金の受給者で本人および世帯全員が非課税 ・ 生活保護受給者	28,500 円
第 2			・ 本人の合計所得金額 + 課税年金収入額が 80 万円以下の人	28,500 円
第 3			・ 本人の合計所得金額 + 課税年金収入額が 80 万円を超える人	42,750 円
第 4	課税者あり		・ 本人が市民税非課税（世帯内に市民税課税者がいる場合）	57,000 円 （基準額）
			（第 4 段階軽減） 第 4 段階で本人の合計所得金額 + 課税年金収入額が 80 万円以下の人	51,300 円
第 5			・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 125 万円未満の人	65,550 円
第 6			・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 125 万円以上 200 万円未満の人	71,250 円
第 7			・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 200 万円以上の人	85,500 円



所得段階	課税状況		第 5 期	保険料 / 年額
	本人	世帯	対象者	平成 24 ~ 26 年度
第 1	非課税	全員非課税	・ 4 期に同じ	32,160 円 （基準額 × 0.5）
第 2			・ 4 期に同じ	32,160 円 （基準額 × 0.5）
準第 3			・ 本人の合計所得金額 + 課税年金収入額が 80 万円を超え 120 万円以下の人	41,800 円 （基準額 × 0.65）
第 3			・ 本人の合計所得金額 + 課税年金収入額が 120 万円を超える人	48,240 円 （基準額 × 0.75）
第 4	課税者あり		・ 4 期に同じ	64,320 円 （基準額）
				57,880 円 （基準額 × 0.9）
第 5			・ 4 期に同じ	73,960 円 （基準額 × 1.15）
新第 6			・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 125 万円以上 190 万円未満の人	80,400 円 （基準額 × 1.25）
新第 7			・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 190 万円以上 200 万円未満の人	83,610 円 （基準額 × 1.3）
新第 8			・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 200 万円以上の人	96,480 円 （基準額 × 1.5）